



社団法人 自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山糸森ビル306号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www/jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2013年1月25日

社団法人 自由人権協会
代表理事 喜田村 洋一
同 紙谷 雅子
同 田中 宏
同 三宅 弘

高校無償化法の施行規則改正案に反対する声明

1 はじめに

自由人権協会は、2010年3月25日、「高校無償化法の対象となる外国人学校の選別基準に関する緊急声明」を公表し、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案（同年3月31日成立。以下「高校無償化法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給対象から朝鮮高校を恣意的に除外し、あるいは、その教育内容を経済的給付の可否の判断材料とすることは、子どもの学習権に対する重大な侵害となる点などを指摘した。

さらに、2011年1月17日には、「朝鮮高校生への高校無償化法の適用手続を速やかに進めることを求める声明」を公表し、政府が、外交・防衛上の観点から、就学支援金の指定対象とする外国人学校の指定に関する手続を事実上「停止」した措置を取りやめ、同手続を進めることを求めた。

しかし、指定の申請期限である2010年11月30日までに申請を行っていた朝鮮高校10校は、現在に至るまでいずれも指定を受けることのないまま、2年以上の歳月が経過した。この事実自体が極めて不当であることは明らかである。

このような状況下で、2012年12月28日、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）の改正案が公表された。当該改正案は、朝鮮高校を就学支援金の指定対象から意図的に排除するものであり、教育の機会均等という高校無償化法の趣旨に反し、委任の範囲を逸脱するものであるとともに、憲法及び国際人権諸条約に反するものであって、これを看過することはできない。

そこで、自由人権協会は、ここに本声明を公表し、改正案に反対するものである。

2 高校無償化法の趣旨及び施行規則改正案の内容

高校無償化法が制定された趣旨は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下〈社会権規約〉という。）13条2（b）に定める「無償教育の漸進的な導入により…すべての者に対して〔中等教育の〕機会が与えられるものとする」との実現である。そして、同法においては、「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する」（1条）との目的に沿って、公立高等学校の授業料無償化と併せて就学支援金制度が設けられ、「全ての意志ある後期中等教育段階にある生徒の学びを保障」するため、私立高等学校に限らず、各種学校のうち「高等学校の課程に類する課程」に学ぶ生徒も広く就学支援金の対象としている（「高等学校等就学支援金における外国人学校の指定」文部科学省ウェブサイト）。

具体的には、高校無償化法2条1項5号において、就学支援金の支給対象として、専修学校及び各種学校のうち「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」を挙げている。この委任に基づき、施行規則1条1項2号は、支給対象となる外国人学校として、次の3つの類型を定めている。

イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの

ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの

今回の施行規則改正案は、上記のうちハの規定（以下「規定ハ」という。）を削除し、指定対象を、イ（特定の国の学校教育制度に位置付けられている場合）及びロ（国際バカロレア等の認定を受けている場合）の類型に限ることとしている。

この改正案が実施されると、規定ハに基づき文部科学大臣の指定の申請をしていた朝鮮高校はいずれも、指定を受けることができないこと、ひいては同高校に通う生徒が就学支援金を支給されないことが確定する。

3 施行規則改正案は法の委任の趣旨に反する

改めて指摘するまでもなく、委任命令はその授權法律による拘束を受けるものであり、制定された委任命令が委任の趣旨に反し委任の範囲を逸脱している場合には、当該委任命令は違法となる。

高校無償化法が、就学支援金の支給対象となる各種学校を、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」としたのは、この課程が置かれているかどうかの認定については、その基準や方法を含め、学校教育を所管する文部科学大

臣の合理的な裁量に委ねたものである。したがって、施行規則の制定・改正は、教育の機会均等という高校無償化法の目的を実現するために「高等学校の課程に類する課程」を置く各種学校を適切に認定するという委任の趣旨に沿うものでなければならず、これに反する場合には違法となる。

ところで、規定ハが設けられた理由については、「[(イ) 及び (ロ)] の方法では確認できない、後期中等教育に相当する外国人学校が存在し得ると考えられることから、[施行規則1条1項2号]において、(イ) (ロ) に加え、(ハ) [中略] と規定し、これらについても制度の対象としております」(文部科学大臣談話) と説明されている。そして、「『高等学校の課程に類する課程』であるかどうかを制度的・客観的に判断する」(同) べく、外国人学校の指定に関する基準及び手続等を定める規程(文部科学大臣決定)が定められ、既に、ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びコリア国際学園の2校が、同規程所定の手続を経て、「高等学校の課程に類する課程」を置くものと認定されている。

このように、イ又はロには該当しないが、「高等学校の課程に類する課程」を置く外国人学校は現実に存在しており、また今後設置される可能性もある。それにもかかわらず、今回の改正により規定ハが削除されると、これに該当する外国人学校に学ぶ生徒は、就学支援金の支給を受けることができなくなってしまう。しかし、教育の機会均等という高校無償化法の目的に照らせば、就学支援金の対象となる外国人学校を、イ又はロに該当する学校に限定すべき理由はない。規定ハは、イ及びロに該当しない学校に学ぶ生徒が就学支援金を受けるために不可欠な規定であり、規定ハを削除することは、高校無償化法の目的に真っ向から反する。

もともと、規定ハは、政府自身が必要であるとして設けたものである。それにもかかわらず、これを削除しようとする理由について、文部科学大臣は、「朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られ[ない]」(2012年12月28日下村博文文部科学大臣記者会見テキスト版、文部科学省ウェブサイト) と述べている。ここから明らかなとおり、今回の施行規則の改正は、北朝鮮との関係という政治的理由から、朝鮮高校を就学支援金の指定対象から排除しようとするものである(施行規則改正案について行政手続法に基づく意見募集手続において示されている「省令案の概要」においても、施行規則を改正すべき理由は、一切説明されていない。)。しかも、この「省令案の概要」によれば、すでに指定を受けている上記2校については、「当分の間、就学支援金制度の対象とする旨の経過措置を設ける」こととする一方で、申請済みの朝鮮高校についてはそのような経過措置を講じていない。朝鮮高校だけを排除しようとする意図は明白である。

このように、専ら政治的理由に基づき、明らかに朝鮮学校を排除する意図をもって、イ又はロに該当しない学校を就学支援金の指定対象とするために必要な規定ハを削除す

ることは、教育の機会均等という高校無償化法の目的のために「高等学校の課程に類する課程」を置く学校を適切に認定するという委任の趣旨に明らかに反し、委任の範囲を逸脱するものであって、違法というほかない。

4 憲法及び国際人権諸条約に違反する

このような政治的理由に基づく朝鮮学校の排除は、高校無償化法の委任の趣旨に反し違法であるに留まらず、朝鮮高校に学ぶ生徒に対する不合理な差別であり、憲法14条1項の定める平等原則に反するほか、日本において法的効力を有する国際人権諸条約に反する。

上述したとおり、高校無償化法は、社会権規約13条2(b)の要請する「無償教育の漸進的な導入」の実現を目指すものであった。ところが、同条に定める教育についての権利に関して、「拉致問題」等の外交上の配慮や政治的な理由に基づき朝鮮高校に学ぶ生徒を不利益に取り扱うことは、不合理な差別というほかなく(文部科学大臣自身が、「子どもには罪がありません」と認めている。)、社会権規約2条2項及び市民的及び政治的権利に関する国際規約26条の定める無差別原則・平等原則に反する。

さらに、朝鮮高校の排除は、民族的出身に基づく差別を行うものであるから、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(以下「人種差別撤廃条約」という。)により政府が撤廃義務を負う人種差別に該当する。すなわち、今回の改正は、人種差別撤廃条約において、国等の公的機関に人種差別に従事しないことを義務づけた2条1項(a)、国等の政策の再検討及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有する法令の改廃を義務づけた同項(c)、及び、教育についての権利を人種差別なしに享有することを保障した5条(e)(v)に抵触する。この問題に関しては、既に国連の人種差別撤廃委員会から、高校無償化法の対象から朝鮮高校を除外する動きについて懸念が表明されたところである(2010年実施の日本政府報告書審査に対する総括所見22パラグラフ)。政治的な理由に基づき、教育に対する権利について政府が公然と差別を行うのであれば、国際社会の強い非難は免れない。

以上のとおり、施行規則の改正案は、高校無償化法の委任の趣旨に反し委任の範囲を逸脱するものであり、また憲法及び国際人権諸条約に反し朝鮮高校に学ぶ生徒を不合理に差別するものであるから、自由人権協会は、この改正案に反対する。